

企画競争に係る手続開始の公告

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

平成30年2月14日

契約責任者 西日本高速道路株式会社

代表取締役社長 石塚 由成

1 業務概要

- (1) 業務名 テレビ番組を活用した高速道路等に関する情報提供業務
- (2) 業務箇所 大阪府・京都府・兵庫県・滋賀県・奈良県・和歌山県域等
- (3) 業務内容 本業務は、高速道路の利用促進と地域貢献に繋がる親しみを感じられる情報番組を制作し、地上波テレビジョン放送する。また、西日本高速道路株式会社の事業広報の役割を果たすインフォマーシャルを制作し、番組内で放送するものとする。
- (4) 履行期間 契約締結の日から2020年10月31日まで

2 参加資格

- (1) 西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第7号）第6条の規定に該当しない者であること。
- (2) 維持管理役務、物品・役務及び労働者派遣における取引停止事務処理要領（平成21年要領第150号）に基づく取引停止の対象者に該当しない者であること。
- (3) 参加表明書提出時に過去3ヶ月以内に発行された納税証明書（国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3、その3の2、その3の3のいずれか））の写しを提出できる者であること。
- (4) 企業に必要とされる実績
平成24年度以降に、大阪府・京都府・兵庫県・滋賀県・奈良県・和歌山県域を対象とした地上波デジタルテレビジョン放送により毎週1回、半年以上継続した1回の放送時間が2分以上の番組を活用した企業の広報業務。
- (5) 総括責任者に必要とされる実績
下記に記載する同種又は類似業務の実績を有さなければならない。
同種業務：平成19年度以降に、大阪府・京都府・兵庫県・滋賀県・奈良県・和歌山県域を対象とした地上波デジタルテレビジョン放送により毎週1回、半年以上継続した1回の放送時間が2分以上の番組を活用した企業の広報業務。
類似業務：平成19年度以降に、県域を対象とした地上波デジタルテレビジョン放送により毎週1回、半年以上継続した1回の放送時間が2分以上の番組を活用した企業の広報業務。

(6) 作業責任者に必要とされる実績

下記に記載する同種又は類似業務の実績を有さなければならない。

同種業務：平成 19 年度以降に、大阪府・京都府・兵庫県・滋賀県・奈良県・和歌山県域を対象とした地上波デジタルテレビジョン放送により毎週 1 回、半年以上継続した 1 回の放送時間が 2 分以上の番組を活用した企業の広報業務。

類似業務：平成 19 年度以降に、県域を対象とした地上波デジタルテレビジョン放送により毎週 1 回、半年以上継続した 1 回の放送時間が 2 分以上の番組を活用した企業の広報業務。

(7) 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 企画競争方式に関する事項

企画競争方式とは、参加希望者に本手続への参加の希望を表明する書類（以下「参加表明書」という。）を提出させることにより、参加希望者の有する専門的な知識、技術、創意等の技術的適性を審査し、適格者の中から 10 者を上限として企画提案を行わせる者として選定し、特定テーマに係る企画提案を記載した書類（以下「企画提案書」という。）を提出させ、当該企画提案を評価した結果、会社にとって最も有利な提案を行った者を見積者として特定する手続である。

4 手続等

(1) 担当部署

〒 5 3 0 - 0 0 0 3 大阪府大阪市北区堂島 1 - 6 - 2 0 堂島アバンザ
西日本高速道路株式会社 財務部 契約審査課 課長代理 武田 真
電 話 0 6 - 6 3 4 4 - 9 2 3 9
F A X 0 6 - 6 3 4 4 - 9 9 2 5

(2) 説明書の交付期間及び方法

交付期間：平成 30 年 2 月 14 日（水）から平成 30 年 2 月 26 日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。

交付方法：入札情報公開システムより、提供する。

<https://www.epi-asp.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06E0060006400600>

当案件のダウンロードに必要なパスワードは、「170001028」である。

なお、通信環境の不具合等やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない者は、上記交付期間の毎日午前 10 時 00 分から午後 4 時 00 分まで、上記 4 (1) の場所において入手することができる。

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限：平成 30 年 2 月 26 日（月） 午後 4 時 00 分

提出場所：上記 4 (1) に同じ。

提出方法：本業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、説明書に基づき参加表明書を作成し、持参、郵便（書留郵便に限る）、託送（ 1 ）又は電送すること。

1 託送とは、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のものをいう。以下同じ。

（4）企画提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限：平成30年4月16日（月） 午後4時00分

提出場所：上記4（1）に同じ。

提出方法：持参、郵便（書留郵便に限る）又は託送すること。

（5）見積執行の日時、場所及び見積書の提出方法

執行日時：平成30年6月21日（木） 午前10時00分

執行場所：上記4（1）の西日本高速道路株式会社本社会議室

提出方法：持参すること。

5 その他

（1）手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（2）入札保証金及び契約保証金 免除

（3）見積の無効 本公告に示した企画提案を行わせる者に選定されるために必要な要件を満たさない者のした見積、参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした者のした見積及び見積に関する条件に違反した見積は、無効とする。

（4）落札者の決定方法 上記3で特定された見積者で、契約制限価格の制限の範囲内で有効な見積を行った者を落札者とする。

（5）手続における交渉の有無 無

（6）契約書作成の要否 要

（7）企画提案書のプレゼンテーションを行う。

（8）関連情報を入手するための照会窓口は、上記4（1）に同じ。

（9）詳細は説明書による。

以 上